

くりはらし

農業委員会だより

第11号

平成21年8月1日発行



鶯沢八沢地区 資源と環境保全を守る会の皆さん



主な内容

- 農地法改正のポイント…………… 2 P
- 季節の郷土料理教室開催…………… 3 P
- 目指せ!! 栗原ブランド…………… 4 P
- おらほの活動…………… 5 P
- 農業委員会からのお知らせ…………… 6 P

農地法が改正されました

～改正のポイント～

農地を適正かつ効率的に利用

法律は、農地の所有者や借り主は、農地を適正かつ効率的に利用する責任があることを明らかにしており、罰則・強制はなすが、農地を耕作せず放置することなどは許されなくなる。荒れたままなどにすれば、遊休農地に認定されて農業委員会の指導・勧告を受けたり、他への貸し付けをあっせんされたりする。

遊休化した農地所有者不明でも権利設定可能に

遊休農地対策も拡充され、同農地法への法的措置を要活用農地に限らず、すべての農地に拡大。また、JAや土地改良区などの団体や農業者が耕作放棄や粗放農業について農業委員会に申し出て適切な利用を求めることができるようになる。利用状況の把握や指導、公告・勧告なども農業委員会が前面に出ても対応し、所有者が分からない場合でも権利設定ができるようになる。また、これまでは他人に貸したら猶予打ち切りとなっていた相続税納税猶予制度の対象農地について、農業経営基盤強化

促進法で貸し付けた場合は継続となるなどの改正も行われた。

農地を貸しやすく借りやすく

農業従事者の減少・高齢化が進む中、農地の利用者の確保・拡大に向けた貸し借りの規制を大幅に緩和した。改正後は、「不適正利用した際は解除する」との条件付きの契約締結、地域の他の農業者と役割分担した上での継続的・安定的な農業経営、法人の場合、役員1人以上が農業に常時従事しこの3つが満たされれば、農業生産法人以外の法人や農作業に常時従事しない個人であっても、貸し借りに限っては農地を利用できることになった。

違反転用の罰則を強化

農地転用関係では、違反した場合の罰則が格段に重くなる。法人の場合、現行300万円以下の罰金が1億円以下に引き上げられる。原状回復命令違反も、個人の場合現行6か月以下の懲役が3年以下、罰金30万円以下が300万円以下となる（法人は30万円以下を1億円以下に引き上げ）。

被災農地復興状況

岩手・宮城内陸地震から1年が経ち、少しずつ復興が進む中、被害が集中した中山間地では、田植えを行うにも、土地が傾き、水を張っても偏ってしまうため、元の状態に戻さなければ、田植えをすることが出来ない状況だ。

花山金沢地区の千葉勝美さんは、地震前に委託されていた水田を復元するため、市役所から3日間無料で重機を借りられる事業を利用して作業を行ったが、3日間では間に合わず、知人から重機を借りて更に2日間かけて、ようやく元の状態に戻すのが精一杯で、自宅前にある1haの水田は休耕せざるを得なかったという。

こうした水田が花山地区には10箇所以上あり、全ての水田が復活するまでにはたくさんのお金と時間がかかると予想されるが、1日も早い復旧が望まれる。
(狩野善典委員)



⇒復旧前

⇒復旧後

第1回

女性農業委員による

季節の郷土料理教室開催!!

私たちは農業委員として2年目を迎えるにあたり、自分たちらしく出来ることはなんだろう、女性ならではの役割はないだろうかと話合いました。

冬が終わり、春になり全てのものが動き出したのと一緒に話し合いを繰り返して、一つの結論を出しました。それが食農教育の推進ということでありました。そこで、栗原地方にある食材で、季節の郷土料理を若い人たちに伝えよう、と料理教室を開催することにしました。

季節を3つに分け、それぞれを担当することにし、第1回目は、去る6月5日に花山石楠花センターで行ったところ、市内から17名の参加をいただきました。

山や畑で採れた旬の食材（たけのこや山菜）でメニューを組み、下ごしらえの方法や昔からの調理法、また現代風にアレンジしたものを組み合わせ、おこわやみそ煮、サラダなど7品を作り、参加者全員で会食をしま

した。会食の間を縫ってアンケートを実施したところ、ほとんどが「近いうちに自分で作りたい」、「次回も参加したい」という回答だったことを知り、とても嬉しく思いました。また、私たち3人はこのアンケート結果にとっても力づけられました。今回は初めての開催で反省点もたくさんありましたが、これらを踏まえて2回目、3回目も更にならばろうと誓い合いました。

2回目は11月に若柳を会場に「お正月に備えて」というテーマで、鈴木春江委員の花寿し（太巻き）を中心に、旬の白菜とレンコン料理を、3回目は2月に築館を会場に佐竹きみ子委員の米粉を使って甘いものや温まるメニューを考えています。

日程は詳しく決まり次第、広報くりはらでお知らせいたしますので、たくさんのご参加をお待ちしております。

（千葉優子委員）



▲全員での集合写真



▲真剣に聞き入る参加者たち



▲すべて地元で採れた食材



▲表彰式の様子（於：東京都椿山荘）

くりはらし農業委員会だよりが
全国コンクールで
表彰されました！

全国農業会議所・全国農業新聞が主催する平成20年度第15回「農業委員会だより全国コンクール」において、くりはらし農業委員会だよりが入選、併せて全国農業新聞普及拡大特別優秀賞（増加部数の部全国第8位）に選ばれ、4月8日に東京都で開催された全国情報会議の中で表彰されました。

特に全国農業新聞普及拡大特別優秀賞は、各委員の地道な活動が評価されたもので、今後の活動の励みになりました。
（鈴木康則委員）

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 22-1184

目指せ!! 栗原ブランド(8) 「農事組合法人水鳥」

築館地区にある農事組合法人水鳥は、平成15年から、しいたけ生産体制整備緊急対策事業を利用し、しいたけの菌床栽培に取り組んでいます。一年を通して行なわれている菌床栽培は、秋からお正月にかけて最盛期を迎え、年間で約600トンが栽培されており、市場はもとより大手スーパーマーケット(生協、イオン、ヨークベニマル、ウジエスーパー等)にも出荷しています。

水鳥は、平成20年にシイタケでは全国初となるJGAP(ジェイギャップ)適正農業規範)に認証されています。これは、安全・高品質な農産物を消費者に届けるとともに環境負荷の低減を行うことを目的として確立された基準で、この認証を受けたことで、輸入農産物に対抗できる安全性・品質を保持した評価の高い農場であるといえます。

また、シイタケの品質だけではなく、経営理念、方針の理解と実行を一本化するため、社員教育にも力を入れており、それぞれがきちんとした目標を持って仕事に取り組

栽培されたしいたけ▶



▼ズラリと並ぶ栽培用ハウス



んでいます。こうした、農場で生産されるシイタケは、仙台市などで開催される物産市に出店すると、あっという間に売切れてしまうほどの人気ぶりだそうです。

今後、目指すところは、関西方面にも力をいれていき、将来的には海外にも水鳥のシイタケを広めていきたいということでした。

(白石 晃委員)



▲ JGAP 認定証

「家族経営協定を結んで」

栗駒耕英地区にイチゴ栽培研修のため、親子で平成19年4月に東京から移住しました。

この地には借家・アパートがなく、温泉旅館『くりこま荘』に長期の間借りをお願いしてお世話になり、栗駒の大自然の中の研修生活が始まりました。

当初の計画では、研修地は栗駒、就農地は気仙沼を予定していましたが、平成20年岩手・宮城内陸地震で被災して、避難生活の中で、栗駒地域の皆様の暖かいご支援やご厚意を頂き、就農地を栗駒に決定しました。

栗駒沼倉桑畑の農地をお借りして、イチゴ周年栽培を計画しています。親子で家族経営協定

荒廃農地をなくしましょう!!

農業委員会では市内の農地パトロールを実施し、荒廃の著しい農地を対象に草刈り等の管理をお願いしてきました。その結果、少しずつではありますが、改善されている農地もあります。

美しい農村風景を次世代に引き継いでいくためにも、今後も農地の適正な管理をお願いいたします。



▲協定を結んだ渡邊仁さん(前列中央)と光喜さん(前列右)

を結び、認定農業者となり、今年中にイチゴ収穫ができるように準備を進めております。イチゴ栽培の他、端物イチゴの丸ごと乾燥品等の加工販売も行ないます。地域の人々と共に、農業の六次産業化に向けた努力をしていきます。(栗駒 渡邊 仁)

志波姫 下刈敷環境保全活動組織 (農地・水環境保全活動)

おりほの活動

新農政への取り組み

当地区の圃場は迫川沿いに開けた広大な刈敷耕土の東端に位置し、75haの耕地面積を有し、平成7年に1ha区画の基盤整備が実施され、全面パイプライン施設の恵まれた圃場になっています。

平成19年度、国の「農地・水環境保全向上対策事業」に参加、その活動の一環としてメダカの生態系保全活動を実践いたしました。

水生生物や小魚類のめつきり少なくなった水田に減農減化などの有機栽培を施し、堆肥効果を高め、水中の微生物を増殖させるEM菌を液状散布し、そこにメダカを放流しました。

その結果、2haに数万匹のメダカが見事に産卵、孵化、生育し自然な環境が戻りつつあることをメダカは



◀田んぼにメダカを放流する子供たち

証明し、さらに嬉しいことに米の食味も素晴らしいとの検査結果も頂きました。美しい自然環境をもう一度私たちの手に取り戻し、「安心・安全な食糧の供給」をする、これが私達農家に課せられた重要な課題と考えています。

下刈敷地区
環境保全活動組織

代表 菅原仁一

一迫 南沢営農組合 (集落営農活動)

平成18年春に集落全体で地域農業の将来を考える懇談会を開き、集落営農組合設立に向けた話し合いが行われ、約1年の準備期間を経て、南沢地区の農家の約6割にあたる32戸の農家の参加を得て、平成18年12月に南沢営農組合を設立しました。

南沢営農組合では、法人化に向けて運営事務を完全に組合で行っており、毎年、法人化研修会と運営組織研修会を開催しています。

生産部門の取り組みとしては、主に水稲46・8haと飼料作物20haとオクラを10a作付けしているほか、路地野菜を試験栽培しており、昨年は里芋を、今年はダークホース(かぼちゃ)を栽培する予定です。

特に水稲に関しては、有機肥料など全て統一し、組合員全員で環境保全米に取り組んでおり、販売先も独自で契約を交わしJAを通して販売しています。

また、飼料作物は、共同

で刈り取り・梱包・販売を行っていますが、参加している組合員のほとんどが兼業農家であるため、普段の作業に参加できる人が少なく、大変な部分もあります。互いに協力し合い取り組んでいきます。

今後の課題としては、定着した野菜生産が必要と考えており、みんなが集まって参加できるような体制を目指していきたいと考えています。

南沢営農組合
組合長 黒澤光啓



◀南沢地区に広がるほ場

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 22-1184

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは、「農地を農地以外に使用する」ことであり、都道府県知事の許可を受けなければ行えないこととなっています。(申請面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可)

農地の転用には主に次に掲げるものがあります。

- 農地に住宅、工場、店舗、農業用施設(一定面積以上の作業場、畜舎、堆肥舎など)等を建築
- 農地を駐車場、資材置場、私道として使用
- 造林のため農地に植林
- 農地を土木工事等に伴う現場事務所敷地・資材置場・残土置場等として一時的に使用
- その他農地以外として永久的にまたは一時的に使用する場合

無断転用は農地法違反です!!

許可を受けずに転用を行った場合は、工事の中止・農地への原状回復、その他違反行為の是正のため必要な措置が命ぜられるほか罰則(懲役又は罰金)の適用があります。

農地の現状変更届

農地を耕作目的で利用するために盛土・切土等何らかの改良を加える場合「農地の現状変更届」を提出する必要があります。

※ 農地に関する相談は、地区担当農業委員か農業委員会事務局または各総合支所産業建設課まで

農業者年金に加入しましょう!!

終身年金で80歳までの保証つきです。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方なら

どなたでも加入できます



※ 農業者年金に関する相談は、農業委員会事務局またはJA栗っこ本店または各支店まで

編集後記

渡り鳥が日本一飛来する栗原。自然環境がもっともよい環境であることを鳥たちが教えてくれます。先人たちが守ってきた自然を私たちも後世に引き継いでいかなければなりません。

そして、自然環境の良い栗原で生産された米をはじめとする農畜産物を安心・安全な食糧として、また、日本の食糧の基地と位置付けた、栗原の農業振興を図ってまいります。

(阿部政紀委員)

みんなで、読もう!

全国農業新聞

- ◎発行日/毎週金曜日
- ◎購読料/1ヶ月600円 (送料込)
- ◎お申込み・お問合せは
栗原市農業委員会事務局
電話22-1184
または、
各総合支所産業建設課 まで